

借受人の遵守事項

- ・福祉機器を破損及び滅失した場合は、速やかに本会へ報告し福祉機器を修理後ご返却ください。
- ・入院及び入所等の場合はご返却ください。
- ・使用した福祉機器は清掃後、またマットレスについては消毒後ご返却ください。
- ・福祉機器の貸し出し期間は最長3ヶ月となっておりますが、更新を希望される方は借用期間が終了する日までに、更新の手続きを行なってください。
- ・借用された福祉機器のによる事故が、いかなる場合で発生しても本会は責任を負いませんのでご了承ください。